

ふくろうニュース

No.16

2012.1.15

新年のご挨拶

安心してくださる地域社会の実現をめざして

理事長 吉富啓一郎

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

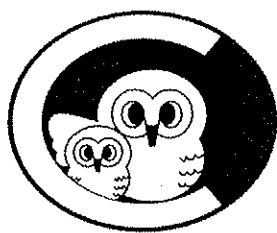
昨年は未曾有の3.11東日本大震災（地震・津波・放射能）により、大きな被害に見舞われ、その復旧・復興に大きなエネルギーが割かれた年でした。また、復旧・復興の手法・財源を巡って、その争点が明らかになった年でもありました。改めて、被害に遭われた方々、被害の復旧・復興に尽力されている方々に心から連帯の意を表したいと思います。

さて、当ネットは昨年の総会において2011年度活動方針を確定し実現を目指して活動してまいりました。その中心テーマは「消費者が安心してくださる地域社会の実現」です。そのために4本の柱を立てました。

- (1) 適格消費者団体として消費者団体訴訟制度に基づいた活動を進めること。初めて差止請求訴訟を起こし、結果として和解になりました。
- (2) 消費者問題に取り組む行政・団体との連携ネットワークを図ること。その活動の一環として、「広島県消費者団体連絡協議会」の一員として、県内23市町の「消費者行政実態調査」の取り組み、さらに「広島県消費者被害防止ネットワーク」結成の取り組み。
- (3) 消費者に対する広報活動、情報提供事業を推進すること。
- (4) 組織としての体制の整備・強化を図ること。

当法人の最大の課題ですが、とりわけ①適格消費者団体の使命（差止関係業務）②消費者団体としての使命（啓発活動）、加えて③「集団的消費者被害救済制度」創設への対応、を果たしていくためには「法人として安定した運営・かつ活動ができる組織財政基盤の確立」が焦眉の課題となってきました。中でも「事務局体制の強化」が急がれます。その具体化として、会員拡大、とりわけ事業者への働き掛けが必要不可欠になってきました。このことに全力投入しなければなりません。

今年も4本の柱を中心に消費者が安心してくださる地域社会の実現に向けて尽力する所存です。引き続き、ご指導賜りますようお願い申し上げます。



目次

◇ 新年のご挨拶	1
◇ 集団的消費者被害救済制度の創設に向けて	2
◇ 意見書を提出しました	3
◇ こんな事案を検討しています	3
◇ 活動日誌	4

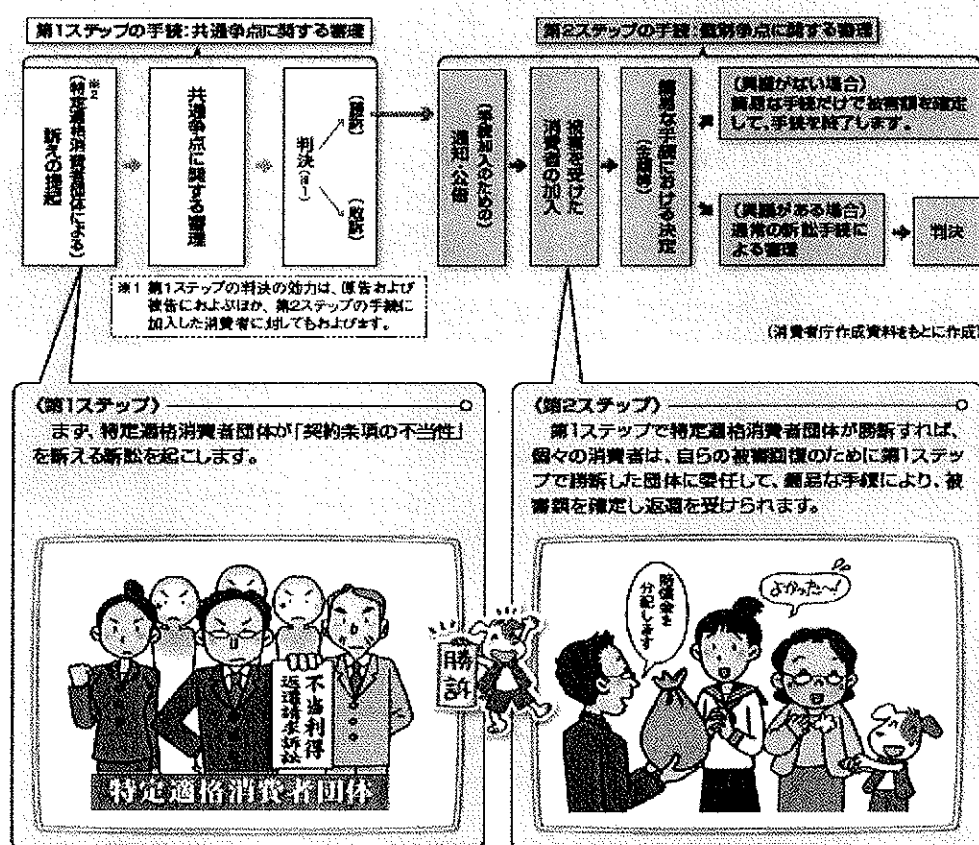
集団的消費者被害救済制度の創設に向けて

消費者のための新たな訴訟制度って？

消費者被害は、一般に同種の被害が多発するという傾向がある一方で、訴訟にかかる費用や労力との関係で、個々の被害者が自ら提訴して被害回復を図ることは困難です。

そうした状況を踏まえ、消費者庁は、多数の消費者の請求権を束ねて訴訟を進行することができる新たな制度の創設にむけて、関係する法案を本年度通常国会に提出することをめざして検討を進めています。枠組みは、1.共通の争点に関する審理・判決により事業者の責任が確定した後、2.個々の消費者が参加して被害回復を図るという2段階（図参照）となっています。

新たな訴訟制度が創設されれば、現在の差止請求に対応できる被害の未然防止に加えて、個々の消費者の被害を回復することが可能になり、早期創設が期待されます。一方で、消費者にとって使いやすい制度であるためには、課題もあります。当会でも学習会を行い意見書を提出しました（次頁）。



出典 日本生活協同組合連合会 パンフレット

《対象事案》

- ①消費者契約が無効になるような悪質商法などの場合
- ②消費者が売主になるような物品の売却契約において、不当な契約条項に基づき売却代金を拒絶する事業者に対する支払い請求の場合
- ③消費者契約の締結、履行に際して勧誘が違法な場合
- ④消費者契約において商品の品質が不良である場合

ただし、

- ・金銭の支払いを目的とするものに限る。
- ・契約の目的（内容や対象）について生じた損害に限定。（③④について）
- ・人の生命や身体への損害を除く。（③④について）

意見書を提出しました

多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な利益をはく奪し、被害者を救済するための制度として、検討がすすめられているこの制度について、消費者委員会は、2011年（平成23年）8月26日付で「集团的被害救済制度の今後の検討に向けての意見」として報告書を作成しました。当会ではこの報告書をもとに学習会（11/10）を行い、担当大臣、消費者庁長官及び消費者委員会委員長宛てに意見書を提出しました（12/5付）。意見書の内容は以下の通りです。

- 1 被告適格について 悪質な事例では、消費者が拠出した財産の大半が事業者の役員によって流出させられ、費消・隠匿されるケースがほとんどであって、流出先への責任追及が、消費者の被害回復には不可欠である。事業者の役員、構成員や事業運営主体についても、積極的に被告適格を認めるべきである。
- 2 手続進行主体について 制度を継続的かつ有効に活用するためには、適格消費者団体の持続的活動が前提であるところ、現状の各適格消費者団体は、その構成員による会費あるいは寄付を専らその財源として活動する、財政的基盤の極めて弱い組織で、財政的支援措置もない。認定要件の見直しは、必要最小限度に留めるべきである。
- 3 通知・公告費用の負担について 通知・公告は、事業者の責任原因が確定した第一段階を経た後に行われるものであるから、事業者の費用負担を原則とすべきである。
- 4 情報提供命令について 報告書においては、「相手方事業者以外の第三者に対する情報提供命令は認めないこととする。」とされている。しかしながら、事業者が第三者からの情報取得をしない場合は、事業者に対する過料の制裁が科されるに留まり、情報提供の実効性を図るものとは必ずしも言えない。さらに、情報提供の前提としての被害者の抽出について、第三者に過度の負担を課すものとは考えられない。したがって、原則的に第三者からの情報提供を認めるものとするべきである。
- 5 対象事案について 報告書においては、「製品事故や食中毒等、・・・拡大損害が生じた事案を本制度の対象とするか否かについては、・・・本制度施行後の状況を踏まえ、引き続き検討すべきである」とされている。しかしながら、一段階目において「損害算定の方法の確認」も認められているところ、拡大損害が生じた事案であっても、合理的な損害算定の方法を一律に定めることにより、二段階目の手続における審理の負担を軽減することが可能である。したがって、拡大損害の事案を一律に排除するべきではない。
- 6 保全命令について 報告書においては、「二段階目の手続の開始を申し立てた適格消費者団体が、二段階目の手続に加入することができる対象消費者からの授權を受けて行う保全命令事件の申立て等の措置について、検討すべきである」とされている。しかしながら、一段階目の手続が開始した時点で、事業者が財産の流出、隠匿行為を行うことも十分考えられる。そうであれば、第一段階目の手続が開始した時点においても、適格消費者団体が、消費者に返還すべき財産の総額を疎明した場合における仮処分を検討すべきである。



消費者ネット広島では
被害など情報提供を
お待ちしております。

☎ 082-962-6181

§ こんな事案を検討しています

<自動車学校の中途解約>

入校案内資料の記載内容において、〇〇才までの限定コースや特約コースの中途解約の場合は、「講習料金」「特約料金」全額を返金しない趣旨に受け取れる点について。→ 消費者契約法に照らして改善の申入れを予定。

<賃貸住宅の退去時の費用>

退去時に「原状回復費用」として、敷金から修繕費を差し引く内容の契約について、検討委員会のもとに検討グループをつくり協議。判例についての研究や、情報提供者からの事例の問題点について検討中。

<結婚式場のキャンセル料>

挙式予定日の1カ月を切ると直ちにキャンセル料が見積もり金額の50%は不当に高いのではというもの。出席者の数や引き出物も未定の段階で、仕入れもしていない料理代金を含む見積書が便宜的にキャンセル料の基準になっている。披露宴会場のキャンセル料問題では、京都や北海道などの適格消費者団体が提訴しており、その状況も見ながら検討することに。

<冠婚葬祭の互助会の解約手数料>

将来の冠婚葬祭に備え、毎月定額（3,000円前後）を積み立てていく互助会制度。積立終了後に解約すると積立金額の14%前後、20回程度の積み立てで解約すると、40%以上の解約手数料がかかる内容になっている約款について情報提供いただいた。京都地裁では解約金条項を無効とする判断が昨年12月に出ている。

活動日誌

知って! 使って! みんなの消費者団体訴訟

～消費者の暮らしの安心と、事業者の健全な発展のために～

とき:2011年10月18日(火) ところ:広島県民文化センター

主催:消費者ネット広島 参加者:350名

第1部のパネルトーク 聞き役は、地元で知名度の高い庶民感覚派のフリーアナ

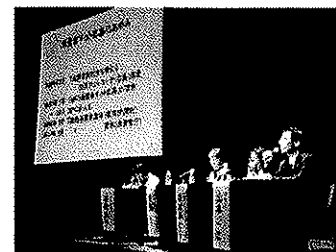
ウンサー世良洋子さん。パネラーは、全国消費者団体連絡会事務局長の阿南

久さん、当ネットの山本一志理事(弁護士)と岡本みどり理事(消費生活相談員)の3名です。消費者団体訴訟制度を活用することは、消費者被害の予防活動であること、悪徳事業者の退治が目的ではなく消費生活を適切にするための活動であるので情報提供をしてほしいことを会場に伝えると同時に、集団的消費者被害救済制度などについて、世良さんの上手なリードで、多方面から説明がなされました。平日の午後の行事で参加者は概ね中高年齢者でしたが、制度について知ってもらえたという手応えを感じました。

第2部 ザ・ニュースペーパーによる社会風刺コント 「宴会グッズ販売」や「リフォーム詐欺」などのネタに、多きに笑い、ちょっぴり考えさせられました。

若い世代にどのように働きかけるかが今後の課題です。 (理事 川手三枝子 消費生活相談員)

※本企画は、「地域活性化交付金(住民生活に光をそそぐ交付金)」を活用したものです。



相談員との情報交換会

とき:2011年11月12日(土) ところ:広島市消費生活センターの研修室

参加者:消費生活相談員16名 弁護士12名

「賃貸住宅の明け渡しに関する相談」をテーマに6事例を検討しました。1事例は、「物件のオーナーが変わり、新しい契約書にサインを求められたが、入居時の契約書に比べて条件が悪くなっている。この契約を承諾しなければならないか」という内容、他の5事例は、原状回復費用の請求額の妥当性についてでした。「通常損耗」については「特約として成立するかどうかはかなり厳格に解釈されるため、最高裁判平成23年判例にあまり振り回されず今まで通りの考え方でよい」とのアドバイスを受け、胸を撫で下ろしました。契約書をよく読み、礼金・期間・賃貸料などを勘案し、返さないというのが妥当かどうか、賃貸料の二重取りになっていないかに注意し適切な助言ができるようにしたいと思います。今後も、相談員が日常の相談業務の中で解決に苦慮している事例について、消費者問題に熱心な弁護士の視点からの救済策を学び相談業務に活かすとともに、互いに連携を取りながら、情報交換会を有意義なものにしていきたいと強く感じました。

(監事 寺本ひとみ 消費生活相談員)



消費者のつどい2011

とき:2011年12月13日(火) ところ:鯉城会館 参加者:183名

主催:広島県、広島県消費者団体連絡協議会

第1部 活動報告 呉市消費者協議会のグリーンコンシューマーの輪を拡げるグループの報告に続き、当ネット 事務局長の佐藤第一郎(写真)より、事業者の不当行為をやめさせ被害拡大防止に役立つ消費者団体について、知って活用してほしいと、報告がありました。

第2部 記念講演 安斎育郎さん(安斎科学・平和事務所所長 立命館大学名誉教授)より『だまし博士のだまされない知恵』と題する講演がありました。消費者被害について、趣味の手品を披露しながら、脳は騙されやすいことを認識しよう、思い込みと欲得がだましの世界への入口。手品もそうであるように、消費者被害も、原発の安全神話

も、見た事聞いたこと(聞かされたこと)はあくまで情報の一部にすぎない、とメッセージがありました。

また、3.11以降の福島原発事故の事態に対して、(放射能、放射能被災者、農産物等への)偏見や差別等が懸念される中、過度に恐れず、事態を軽視せず、理性的に怖がり、理性的に行動することが大切であることを学びました。電気という便利さを享受し放射性廃棄物を後世に残してはならず、困難でもしつこく土壌の除染を行わなければならないと締めくくられました。(事務局)

みんなの力で消費者の権利を育てよう
適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル 3階

☎ 082(962)6181

FAX 082(962)6182

E-mail:info@shohinet-h.or.jp

URL http://www.shohinet-h.or.jp/

